

吹田市都市公園条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、<u>別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</u></p> <p>2 } -----略----- 3 }</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、<u>条例別表第1から別表第3までに定める額とする。</u></p> <p>2 } -----略----- 3 }</p>
<p>(保証金)</p> <p>第11条 -----略-----</p>	<p>(保証金)</p> <p>第11条 -----略-----</p> <p><u>(遊園への準用)</u></p> <p>第12条 第3条から前条までの規定は、遊園について準用する。</p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第13条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、<u>市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業計画書</u></p> <p>(2) <u>団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書</u></p> <p>(3) <u>定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類</u></p> <p>(4) <u>団体の概要を記載した書類</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 <u>市長は、条例第20条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。</u></p> <p><u>(指定期間)</u></p> <p>第14条 <u>指定管理者の指定の期間は、5年以上20年以下とする。</u></p> <p><u>(指定管理者の遵守事項)</u></p> <p>第15条 <u>指定管理者は、市民が公園及び遊園（以下「公園等」という。）を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (指定の取消し等)</p> <p>第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第20条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 条例第20条第1項に規定する団体でなくなつたとき。</p> <p>(2) 条例第20条第3項の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前条の規定に違反したとき。 (読替え)</p> <p>第17条 指定管理者が公園等の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条第2項前段、第4条及び第6条第2項中「市長」とあるのは、「市長又は指定管理者」とする。 (選定委員会の委員の委嘱)</p> <p>第18条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 3人以内</p> <p>(2) 公園若しくは公園施設の管理運営又は公園の再整備に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内 (選定委員会の委員長及び副委員長)</p> <p>第19条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。</p>

現 行	改 正 案				
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第12条 -----略----- (委任)</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか、<u>公園</u>の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。</p> <p>別表第1 制限行為の許可に係る使用料</p> <table border="1" data-bbox="152 1222 1084 1353"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品の販売その他これに類する行為をすること。</td> <td>1平方メートルにつき1日に200円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	物品の販売その他これに類する行為をすること。	1平方メートルにつき1日に200円	<p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (選定委員会の会議)</p> <p>第20条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (選定委員会の意見の聴取等)</p> <p>第21条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (選定委員会の運営に関する事項)</p> <p>第22条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。 (選定委員会の庶務)</p> <p>第23条 選定委員会の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。 (申請書等の様式)</p> <p>第24条 -----略----- (委任)</p> <p>第25条 この規則に定めるもののほか、<u>公園等</u>の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。</p>
種別	金額				
物品の販売その他これに類する行為をすること。	1平方メートルにつき1日に200円				

現 行	改 正 案																		
<table border="1"> <tr> <td>業として写真を撮影すること。</td> <td>1箇所につき1日に1,000円</td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影すること。</td> <td>1箇所につき1日に4,000円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。</td> <td>1平方メートルにつき1日に2円</td> </tr> <tr> <td>興行を行うこと。</td> <td>1平方メートルにつき1日に10円</td> </tr> </table> <p>備考 使用者が会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。</p>	業として写真を撮影すること。	1箇所につき1日に1,000円	業として映画を撮影すること。	1箇所につき1日に4,000円	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1平方メートルにつき1日に2円	興行を行うこと。	1平方メートルにつき1日に10円											
業として写真を撮影すること。	1箇所につき1日に1,000円																		
業として映画を撮影すること。	1箇所につき1日に4,000円																		
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1平方メートルにつき1日に2円																		
興行を行うこと。	1平方メートルにつき1日に10円																		
<p>別表第2 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートルにつき1年に2,000円（水面にあつては、15円）</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td>1平方メートルにつき1年に4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 公園施設を設け、又は管理する者を公募により選定した場合の使用料の額は、この表に定める額を下回らない範囲内で、当該者が応募した額とする。</p>	種別	金額	公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年に2,000円（水面にあつては、15円）	公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年に4,000円													
種別	金額																		
公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年に2,000円（水面にあつては、15円）																		
公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年に4,000円																		
<p>別表第3 占用の許可に係る使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年に2,200円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本につき1年に3,400円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本につき1年に4,600円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年に1,980円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本につき1年に3,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本につき1年に4,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1本につき1年に150円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>1メートルにつき1年に20円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	第1種電柱	1本につき1年に2,200円	第2種電柱	1本につき1年に3,400円	第3種電柱	1本につき1年に4,600円	第1種電話柱	1本につき1年に1,980円	第2種電話柱	1本につき1年に3,200円	第3種電話柱	1本につき1年に4,400円	その他の柱類	1本につき1年に150円	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年に20円	
種別	金額																		
第1種電柱	1本につき1年に2,200円																		
第2種電柱	1本につき1年に3,400円																		
第3種電柱	1本につき1年に4,600円																		
第1種電話柱	1本につき1年に1,980円																		
第2種電話柱	1本につき1年に3,200円																		
第3種電話柱	1本につき1年に4,400円																		
その他の柱類	1本につき1年に150円																		
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年に20円																		

現 行		改 正 案
地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年に10円	
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年に1,300円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に100円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に150円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に200円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に400円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年に1,000円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年に2,000円
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1平方メートルにつき1年に3,000円	
マンホールその他これに類するもの	1平方メートルにつき1年に3,000円	
公衆電話所	1個につき1年に3,000円	
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月に300円	
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月に1,100円	

現 行		改 正 案				
<table border="1"> <tr> <td>令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場</td> <td>1平方メートルにつき1月に1,100円</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2項に規定する社会福祉施設</td> <td>1平方メートルにつき1月に300円</td> </tr> </table>	令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に1,100円	法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に300円		
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に1,100円					
法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に300円					